

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を  
公布する。

平成22年3月19日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第7号

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正す  
る規則

第2条中「本市の区域内に住所を有する」を「知的障害者，肢体不自由者及び  
病弱者であつて，その」に，「子の親権者」を「親権を行う者」に，「をいう」を  
「若しくはこれに準じると認められる者をいう」に，「の子である知的障害者，肢  
体不自由者及び病弱者」を「が本市の区域内に住所を有するもの」に，「着けさせ  
る」を「付けさせる」に改める。

第4条中「京都市北区北野紅梅町6番地」を「京都市北区北野東紅梅町  
6番地」に，「北総合支援学校」を「京都市立北総合支援学校」に，「桃陽  
総合支援学校」を「京都市立桃陽総合支援学校」に改める。

第35条第1項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め，同条第2  
項中「，別表第1」を「別表第1」に，「の要件を欠く場合」を「に該当しない  
者」に，「京都市立桃陽総合支援学校にあつては，同欄第3号」を「京都市立鳴  
滝総合支援学校の小学部，中学部及び高等部普通科並びに京都市立桃陽総合  
支援学校にあつては同欄第2号又は第3号のいずれか」に改める。

別表第1京都市立北総合支援学校の項中「京都市立北総合支援学校の」を「保  
護者が京都市立北総合支援学校の」に，「保護者の子」を「者」に改め，同表京都

市立白河総合支援学校の項中「本市」を「保護者が本市」に、「保護者の子」を「者」に改め、同表京都市立東総合支援学校の項中「京都市立東総合支援学校の」を「保護者が京都市立東総合支援学校の」に、「保護者の子」を「者」に改め、同表京都市立鳴滝総合支援学校の項中「本市」を「保護者が本市」に、「保護者の子」を「者」に改め、同表京都市立西総合支援学校の項中「京都市立西総合支援学校の」を「保護者が京都市立西総合支援学校の」に、「保護者の子」を「者」に改め、同表京都市立呉竹総合支援学校の項中「京都市立呉竹総合支援学校の」を「保護者が京都市立呉竹総合支援学校の」に、「保護者の子」を「者」に改め、同表京都市立桃陽総合支援学校の項中「本市」を「保護者が本市」に、「保護者の子」を「者」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)